

岩手県再犯防止推進計画

(2021年度～2025年度)



令和3年3月
岩 手 県



計画の策定に当たって

岩手県では、事故や犯罪が少なく、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めるため、各関係機関・団体等と連携し、県民一人ひとりの防犯意識を高め、犯罪が起こりにくい地域社会づくりを目指した啓発活動に取り組んできたほか、矯正施設退所後、高齢や障がいなどのため自立した生活を営むことが困難な方々に、福祉サービスの利用支援等を行う「岩手県地域生活定着支援センター」を設置し、社会復帰に向けた支援を行ってきました。



県が毎年行っている県民意識調査においても、「犯罪への不安の少ない社会づくり」を求める御意見が数多く寄せられているところですが、本県における刑法犯検挙者数は、近年、減少傾向にある一方で、そのうち再犯者が占める割合は、令和元年には48.6%と約半数を占めており、再犯防止に向けた取組が重要となっています。

こうした中、国においては、平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、国と地方公共団体が適切な役割分担のもと、再犯の防止に関する施策を進めることとされました。

本県では、新たな法律とこれまでの取組を踏まえて、関係機関・団体等との連携のもと、地域の実情に応じた再犯防止施策の検討を行い、今般、岩手県再犯防止推進計画を策定しました。

本計画では、5つの重点課題を設定し、県民や関係機関・団体等が一体となって、罪を犯した人の社会復帰支援に取り組み、犯罪や非行が少なく、安全・安心に暮らせるまちづくりの実現を目指すこととしています。

県民の幸福を守り育てていく上で、犯罪や非行のない明るい社会づくりは極めて重要であり、たとえ罪を犯しても、誰一人取り残さず、地域社会で孤立することなく再び社会を構成する一員となることができるよう取り組むことが必要です。

岩手の先人、宮沢賢治の「世界がぜんたい幸福にならないうちは個人の幸福はあり得ない」という言葉に代表される「人とかかわり」や「つながり」を大切にする本県の強みを生かし、本計画に基づく取組を推進してまいりますので、県民の皆様の御理解と御協力をお願いします。

結びに、「岩手県再犯防止推進連絡協議会」の委員の皆様を始めとして、多くの助言・意見をお寄せくださるなど、本計画の策定に御協力いただいた皆様に厚く御礼申し上げます。

令和3年3月

岩手県知事 達 増 拓 也

目次

第1章 計画の概要

1	計画の位置付け	1
2	基本理念	2
3	計画期間	2
4	本計画による支援対象者	2

第2章 本県における再犯防止を取り巻く状況

1	本県における背景	3
2	再犯の防止等に関する状況	3
3	地域再犯防止推進モデル事業の概要	9
	(1) 事業実施の背景	
	(2) 事業内容	
	(3) 事業実施フロー	
	(4) 実施結果	
	(5) 成果及び課題	
	(6) 今後の取組	
4	重点課題	12
5	数値目標	13

第3章 施策の展開

1	就労・住居の確保	
	(1) 就労の確保	16
	【現状と課題】	
	【国関係機関・団体の具体的施策】	
	【県の具体的施策】	
	① 就職に向けた相談・支援等の充実	
	② 協力雇用主の開拓・支援	
	③ 関係機関・団体等との連携強化	
	(2) 住居の確保	23
	【現状と課題】	
	【国関係機関・団体の具体的施策】	
	【県の具体的施策】	
	① 住居の確保	
	② 地域社会における定住先の確保	

2	保健医療・福祉サービスの利用の促進	
(1)	高齢者又は障がいのある者等への支援	26
	【現状と課題】	
	【国関係機関・団体の具体的施策】	
	【県の具体的施策】	
	① 保健医療・福祉サービスの提供	
	② 関係機関・団体等との連携等	
(2)	薬物依存を有する者への支援	30
	【現状と課題】	
	【国関係機関・団体の具体的施策】	
	【県の具体的施策】	
	① 関係機関・団体との連携	
	② 薬物依存に関する広報啓発	
3	学校等と連携した修学支援と非行防止の促進	
(1)	修学支援	33
	【現状と課題】	
	【国関係機関・団体の具体的施策】	
	【県の具体的施策】	
(2)	非行防止の促進	35
	【現状と課題】	
	【国関係機関・団体の具体的施策】	
	【県の具体的施策】	
4	犯罪をした者等の特性に応じた取組	
(1)	特性に応じた指導・支援等の充実	38
	【現状と課題】	
	【国関係機関・団体の具体的施策】	
	【県の具体的施策】	
	① ストーカー加害者に対する取組等	
	② 配偶者等に対する暴力の防止等	
	③ 性犯罪者に対する取組等	
	④ 暴力団関係者等再犯リスクが高い者に対する支援等	

5	国及び市町村、民間団体等との連携による支援	
(1)	国及び市町村、民間団体等との連携	41
	【現状と課題】	
	【国関係機関・団体の具体的施策】	
	【県の具体的施策】	
(2)	広報・啓発活動の推進	44
	【現状と課題】	
	【国関係機関・団体の具体的施策】	
	【県の具体的施策】	

第4章 推進体制

1	関係機関・団体等との連携・協力	48
2	県の実施体制	48
3	取組状況の確認と社会情勢の変化への対応	48

第5章 資料

	再犯の防止等の推進に関する法律	49
	再犯防止推進計画〔概要〕	56
	岩手県再犯防止推進連絡協議会設置要綱	57
	用語説明	59



“幸福（しあわせ）の黄色い羽根”

犯罪のない幸福で明るい社会を願うとの意味が込められています。

更生保護のシンボルマークであるひまわりの黄色と、刑期を終え出所した男性をあたたく迎える夫婦愛を描いた映画「幸福（しあわせ）の黄色いハンカチ」（1977年（昭和52年）、山田洋次監督）から着想を得て、“社会を明るくする運動”への賛同を示す身近な協力のしるしとして、2008年（平成20年）に生まれました。

（出典：令和元年版再犯防止推進白書）



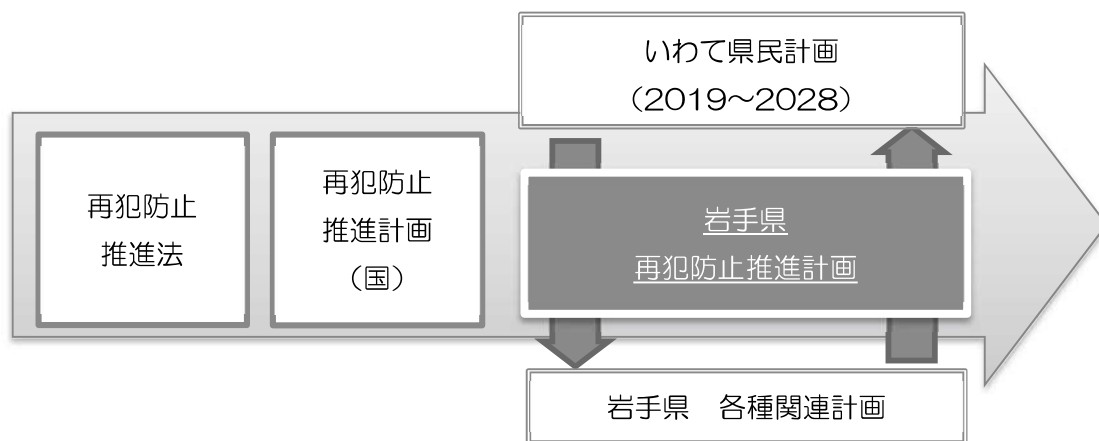
第1章 計画の概要

1 計画の位置付け

本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」という。）第8条第1項の規定に基づき、策定するものです。

県の再犯の防止等の推進に当たっては、国との適切な役割分担を踏まえて各施策を実施するとともに、基本理念の推進に向けて、市町村や関係機関・団体等との連携を深め、県民の意識醸成を図ります。

また、平成30年度に策定された「いわて県民計画（2019～2028）」、「第3期岩手県地域福祉支援計画」、「いわていきいきプラン 2021～2023」、「岩手県障がい者プラン」、「いわて青少年育成プラン（2020～2024）」等の他の領域別計画と整合を図りながら、本県の再犯防止施策を総合的に推進します。



再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年12月施行）

第一条（目的）

この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

第四条（国等の責務）

- 1 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第八条（地方再犯防止推進計画）

- 1 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

2 基本理念

県民の幸福を守り育てていく上で、犯罪や非行のない明るい社会づくりは極めて重要であり、たとえ罪を犯しても、誰一人取り残さず、地域社会で孤立することなく再び社会を構成する一員となることができるよう取り組むことが必要です。

こうした考えのもと、本計画では、県民や関係機関・団体等が一体となって、罪を犯した人の社会復帰支援に取り組み、犯罪や非行が少なく、安全・安心に暮らせるまちづくりの実現を目指します。

3 計画期間

2021（令和3）年度から2025（令和7）年度までの5年間とします。

4 本計画による支援対象者

起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設（刑務所、少年院、少年鑑別所等）出所者、非行少年若しくは非行少年であった者等のうち、支援が必要な者を対象とします。



第2章 本県における再犯防止を取り巻く状況

1 本県における背景

本県においては、平成21年12月に、北海道・東北で最も早く「岩手県地域生活定着支援センター」を設置し、矯正施設退所後、高齢又は障がいのため自立した生活を営むことが困難な方々に対して、必要な福祉サービスの利用支援等を行い、これらの方々の円滑な社会復帰を支援してきました。

また、平成28年に施行された「再犯防止推進法」において、都道府県及び市町村は、地域の再犯防止施策を実施することが責務とされたことから、この推進のため、国が新たに創設した「地域再犯防止推進モデル事業」に、盛岡市と共に東北でいち早く平成30年度から取り組んできたところです。

罪を犯した人でも、これを償い、社会とつながりを持って再チャレンジできる仕組みがあつてこそ成熟した社会と言えます。

宮澤賢治の「世界がぜんたい幸福にならないうちは個人の幸福はあり得ない」という言葉に代表される「人とのかかわり」や「地域のつながり」を大切にする本県の強みを生かし、県民や関係機関・団体等と一体となつて、罪を犯した人の社会復帰支援に取り組み、様々な課題を岩手の地で解決していくことが大切です。

2 再犯の防止等に関する状況

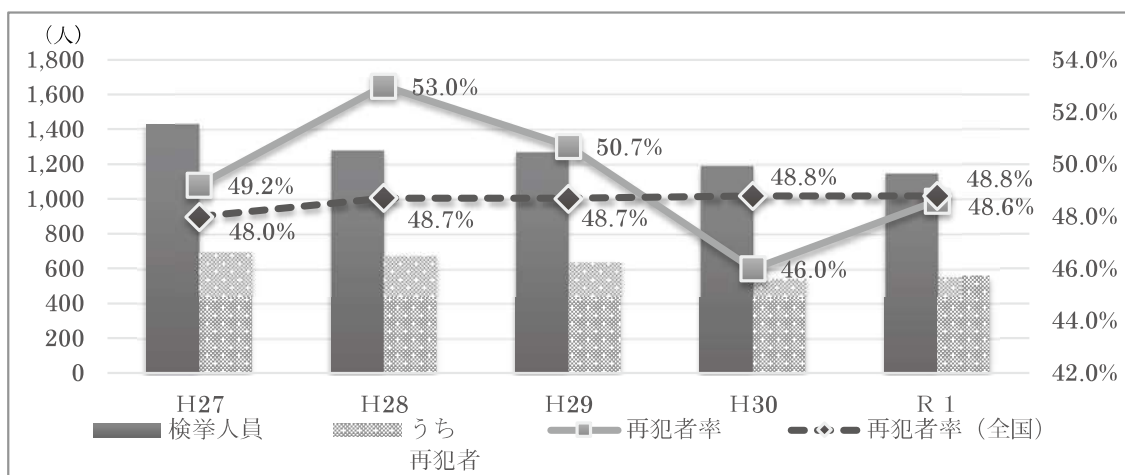
○ 刑法犯検挙者及び再犯者率

本県における刑法犯検挙者数は近年、減少傾向にあり、令和元年には1,150人となっています。

一方、刑法犯検挙者中に占める再犯者数が横ばい傾向にあつた、平成27年から平成29年においては、全国よりも再犯者率が高い傾向にありました。

直近の数値である令和元年においては、全国より下回る数値となっていますが、全体の5割近くを再犯者が占めています。

■ 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率の推移



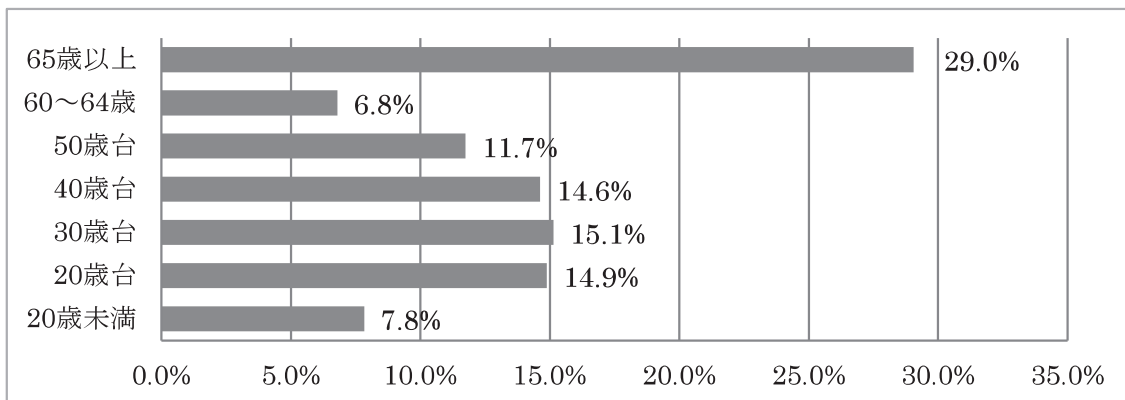
[出典：法務省]

○ 犯行時の年齢・罪種別検挙人員

本県における犯行時の年齢別検挙人員は、65歳以上が全体の約3割を占めており、次に多い30歳代と比較してもその割合には約2倍の差が出ています。

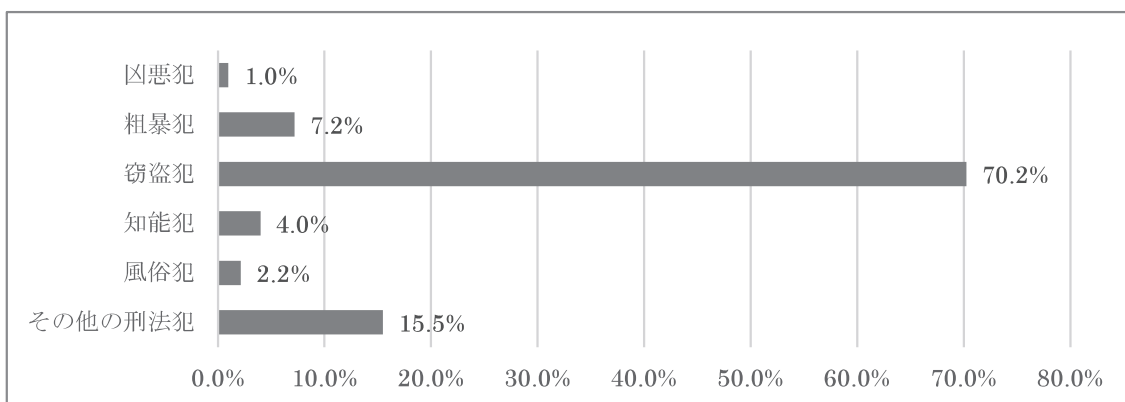
また、罪種別の刑法犯認知件数では窃盗が全体の約7割を占めているほか、窃盗の約3割が万引きとなっており、その検挙人員は65歳以上が約5割を占めています。

■ 刑法犯検挙人員の状況（犯行時の年齢別）



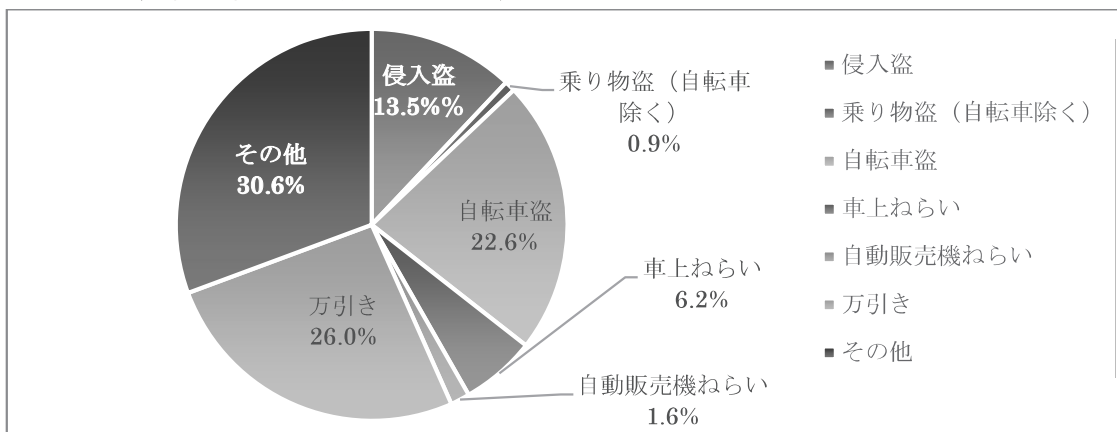
[出典：岩手県犯罪統計書 令和元年]

■ 刑法犯認知件数（罪種別）



[出典：岩手県犯罪統計書 令和元年]

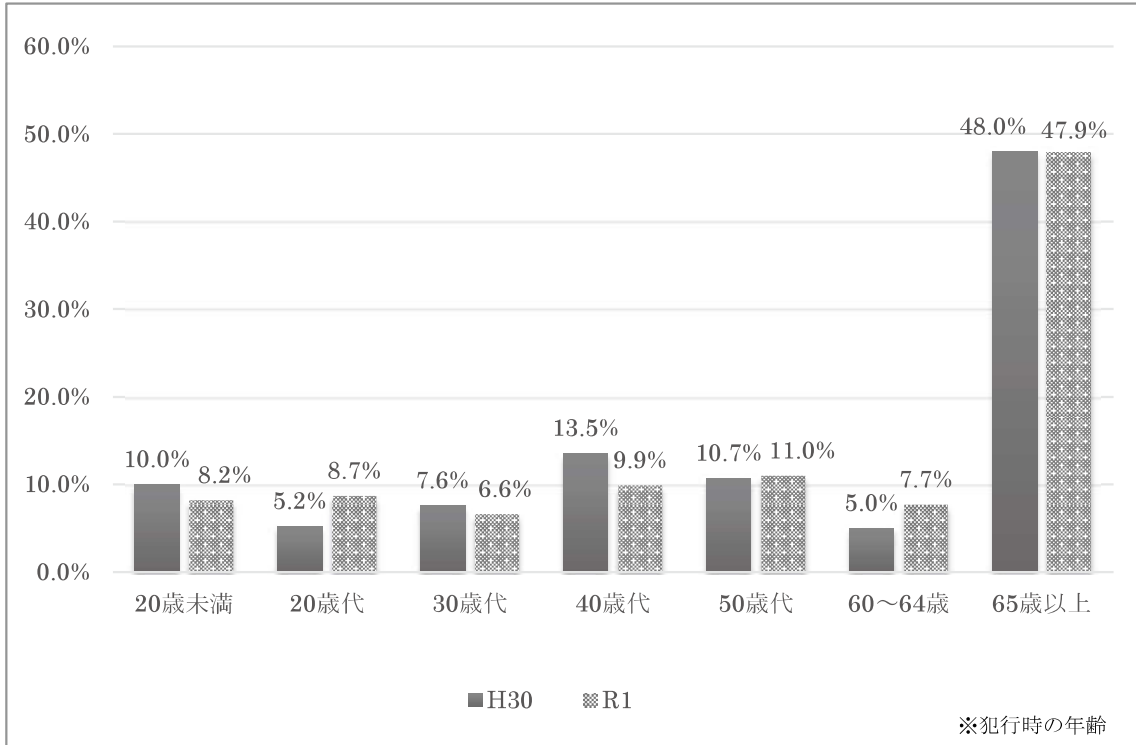
■ 刑法犯罪種別認知件数の状況（窃盗犯）



[出典：岩手県犯罪統計書 令和元年]



■ 窃盗犯の年代別検挙人員の状況（万引き）

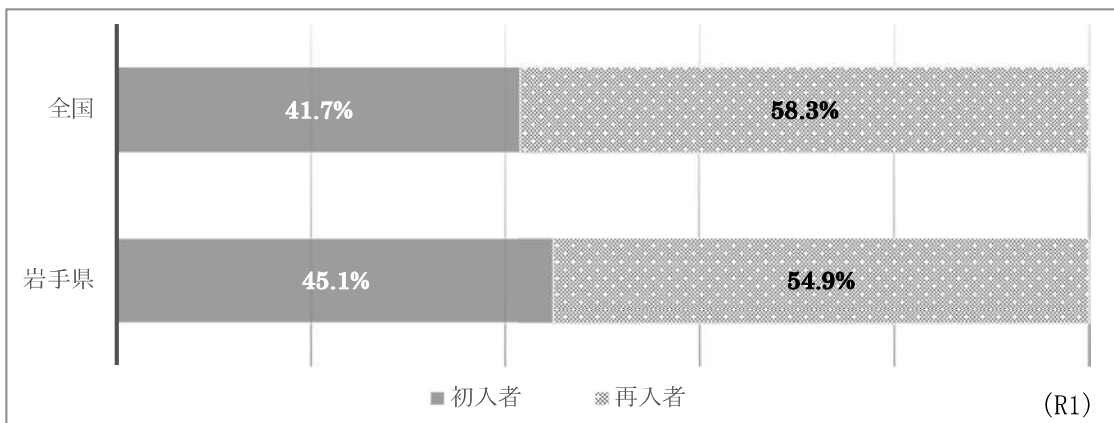


[出典：岩手県犯罪統計書 令和元年]

○ 新受刑者中の再入者数

本県における新受刑者のうち、受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上である再入者数は全体の5割以上を占めています。

■ 新受刑者中の再入者数の状況



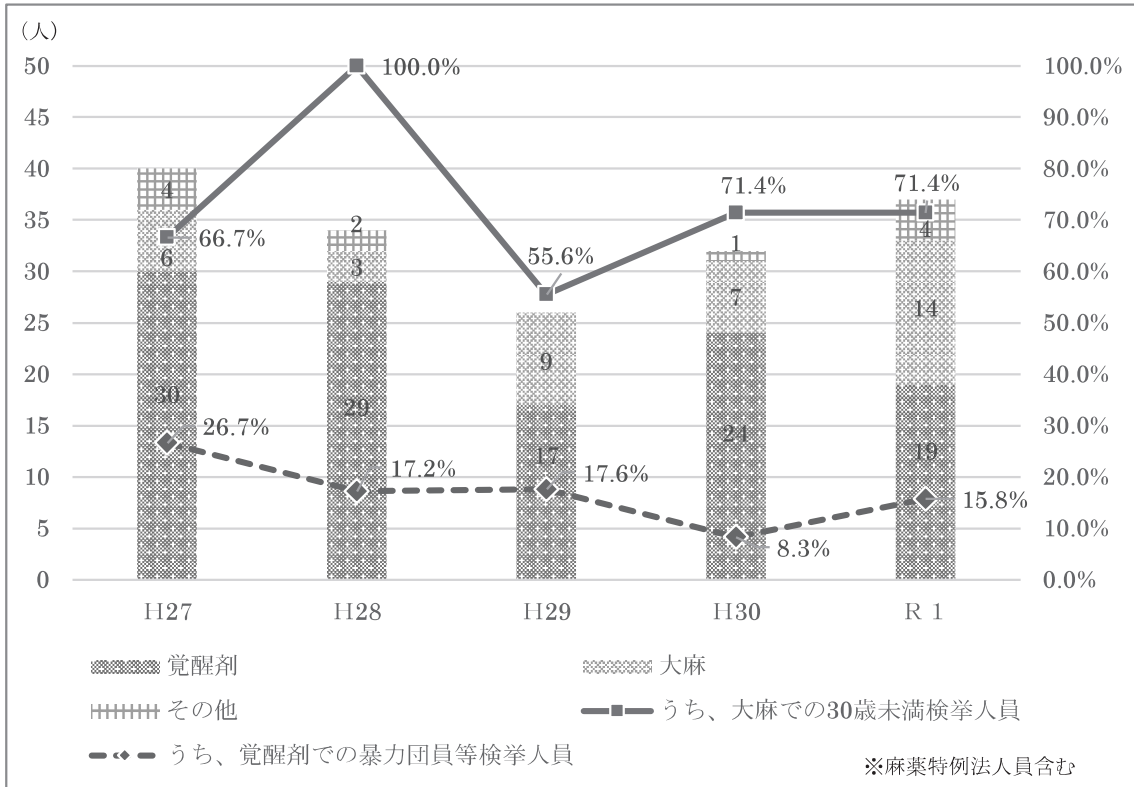
[出典：法務省]

○ 薬物事犯検挙人員

薬物事犯の検挙者数は平成 29 年から増加傾向にあるほか、令和元年に大麻事犯で検挙された人員の約 7 割が 30 歳未満となっています。

また、覚醒剤事犯で検挙された人員の 1 割以上が暴力団員等となっています。

■ 薬物事犯検挙人員



[出典：岩手県警察本部資料]

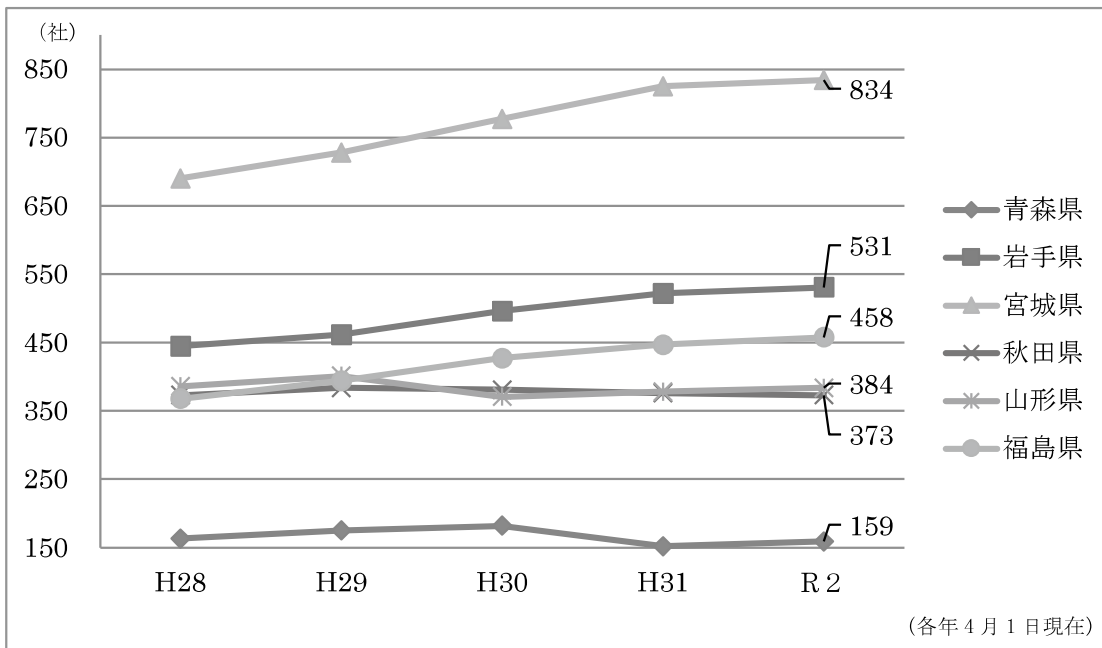


○ 協力雇用主数

本県における協力雇用主数は令和2年4月1日現在 531社となっており、東北では宮城県(834社)に次ぐ数であるほか、協力事業主会が県内の全保護区(14区)に設置され、全地区でサポート体制が組まれています。

また、入札参加資格審査における優遇措置を導入し、協力雇用主に対する支援を行っています。(導入済地方自治体数133、うち、H24以前導入は本県を含む4自治体)

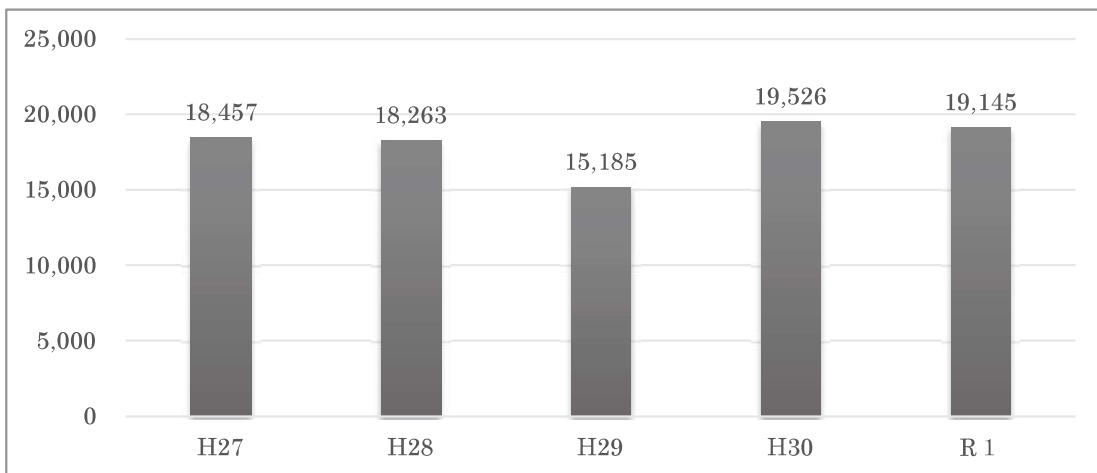
■ 協力雇用主数の状況



[出典：法務省]

・本県における“社会を明るくする運動”の参加人数は令和元年に19,145人となっており、同運動により、少年の非行防止や更生保護思想の普及啓発活動が行われています。

■ “社会を明るくする運動” 行事参加人数

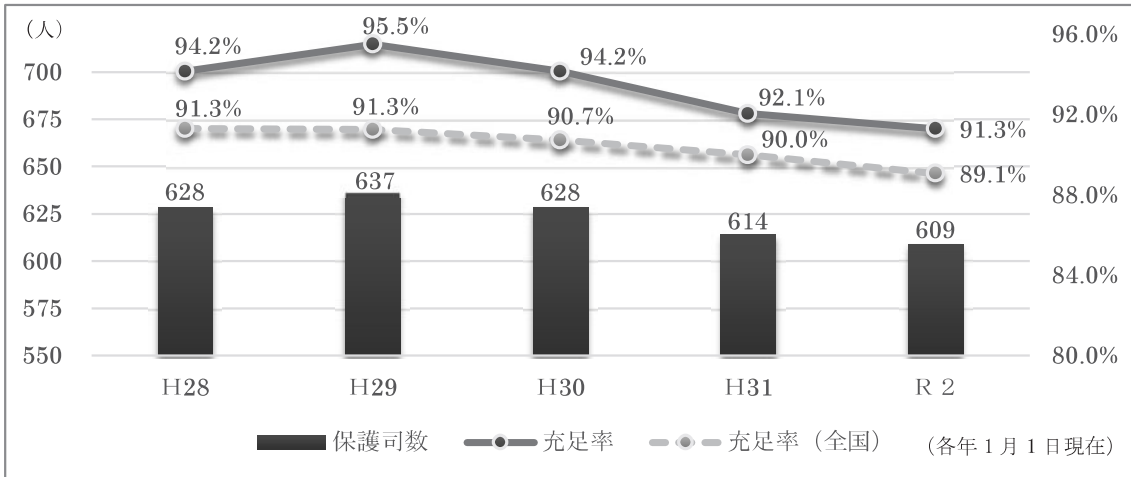


[出典：法務省]

○ 保護司数

本県における保護司の充足率は、全国を上回る数値となっていますが、平成 29 年から低下傾向にあるほか、令和 2 年には 667 人の定数に対して 609 人（充足率 91.3%）となっているなど、保護司数も減少傾向にあります。

■ 保護司の状況

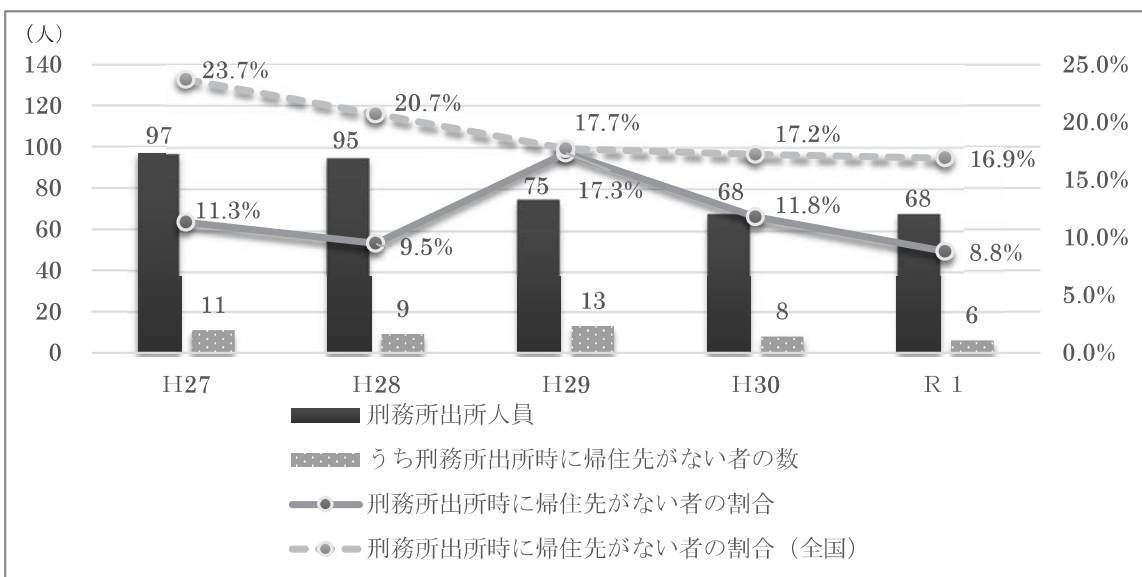


[出典：法務省]

○ 刑務所出所時の帰宅先確保

本県における刑務所出所時に帰宅先がない者の割合は、全国より下回る数値となっていますが、毎年 10 人前後の者が帰宅先を確保できないまま出所しています。

■ 刑務所出所時に帰宅先がない者の状況



※「帰宅先がない者」とは、健全な社会生活を営む上で適切な帰宅先を確保できないまま満期釈放により出所した者をいい、帰宅先が不明の者や暴力団関係者のもとである者などを含む。

[出典：法務省]



3 地域再犯防止推進モデル事業の概要

(1) 事業実施の背景

「再犯防止推進法」において、都道府県及び市町村に、再犯防止施策を策定し実施する責務が規定され、平成 29 年 12 月に閣議決定された再犯防止推進計画で、国と地方公共団体が連携して再犯防止の施策に取り組むこととされました。

同年、国において地方公共団体における再犯防止の在り方を実証するためのモデル事業を創設したことから、本県では、当該事業を活用して再犯防止の施策に早期に取り組み、円滑な再犯防止体制の構築を目指すこととしたものです。

(2) 事業内容

平成 30 年度

ア 支援ニーズ等の実態調査

岩手県への帰住を希望する満期釈放予定者（特別調整の対象にならなかった者）に対して、アンケートによる支援ニーズの調査を実施しました。

イ 協議会の設置

再犯防止に係る協議会を立ち上げ、モデル事業実施に向けた体制を整備するとともに、県内の再犯防止の在り方について検討しました。

平成 31 年度（令和元年度）～令和 2 年度

ア 満期釈放予定者の社会復帰支援（出口支援）

満期釈放となる見込みの者に対して、矯正施設に入所している段階から、出所後の福祉サービス利用等の調整など、円滑な社会復帰のために必要な支援の調整を行いました。

イ 起訴猶予者等に対する支援（入口支援）

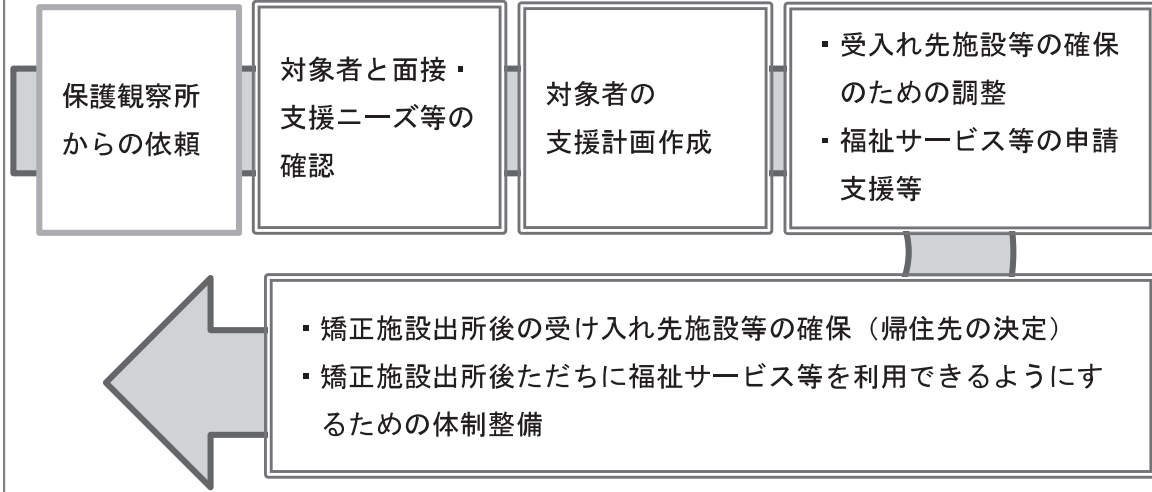
起訴前段階で起訴猶予処分となった者及び不起訴処分又は執行猶予となった者のうち、高齢または障がいがあることから福祉的支援を必要とする者に対して、福祉サービス等につなぐための支援を行いました。

ウ 再犯防止推進に向けたネットワークの構築（協議会の設置）

司法・医療・福祉・行政等の各分野における、国と地域の関係機関・団体等が連携した支援体制の構築を行いました。

(3) 事業実施フロー

＜満期釈放予定者の社会復帰支援 [出口支援]＞

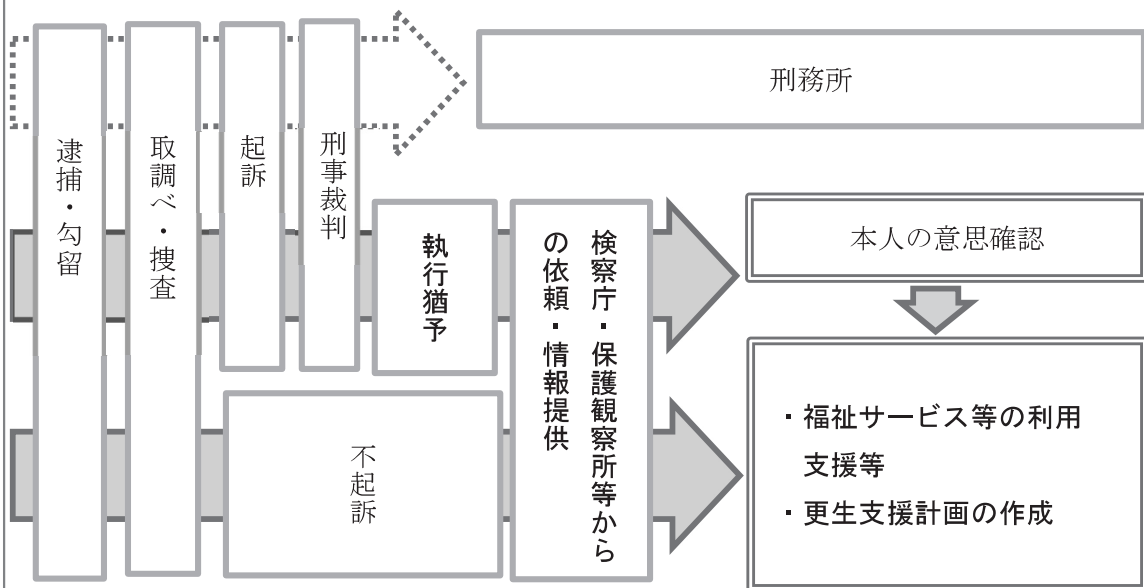


※ 主な支援対象者（地域生活定着支援事業対象者を除く）
以下の要件をすべて満たす者

- ① 仙台矯正管区内の矯正施設に入所していること
- ② 特別調整を行っていないこと
- ③ 満期釈放となる予定であること
- ④ 岩手県内への帰住を希望していること
- ⑤ 高齢または障がいがあることから福祉的支援を必要としていること
- ⑥ 対象者本人が支援を受けることに同意していること

: 事業実施箇所

＜起訴猶予者等に対する支援 [入口支援]＞



※ 主な支援対象者

盛岡地方検察庁の所管において、起訴前段階で起訴猶予処分となった者及び不起訴処分又は執行猶予となった者のうち、高齢または障がいがあることから福祉的支援を必要とする者。
(ただし、保護観察付執行猶予者など、他の支援を受けている者は対象外とする。)

: 事業実施箇所



(4) 実施結果

ア 支援ニーズ等の実態調査

東北管内の矯正施設等の協力を得ながら、刑期を満了する予定の者のうち、本県への帰住を希望する42名を対象として、退所後の生活について支援ニーズ調査を実施しました。

調査の結果、就業、居場所が見つからないことや生活資金の不足等を出所後の不安な点として挙げた回答が多く見られました。

イ 満期釈放予定者の社会復帰支援（出口支援）

保護観察所等からの依頼に基づき、満期釈放予定者（特別調整の対象とならなかった者）のうち、高齢又は障がいがある福祉的支援の必要な者に対して、矯正施設入所中から出所後の生活環境調整を開始し、円滑に地域社会へ移行できるよう、福祉サービス等につなげるための利用調整を実施しました。

モデル事業による総支援件数は11件（令和元年度：6件、令和2年度：5件）となっています。

<地域再犯防止推進モデル事業における活動指標①>

活動指標	単位	区分	H30年度	R1年度	R2年度	計
満期釈放予定者の社会復帰支援等	件	目標	-	5	3	8
		実績	-	6	5	11

ウ 起訴猶予者等に対する支援（入口支援）

弁護士、検察庁、保護観察所等からの依頼に基づき、起訴猶予及び執行猶予となった者のうち、高齢又は障がいがある福祉的支援の必要な者に対して、更生支援計画の作成や、福祉サービス等につなげるための窓口への同行、申請書類の作成支援などの利用調整を実施するとともに、支援開始以降は随時支援対象者の状況を把握し、状況の変化に応じた福祉サービスにつなげるフォローアップ支援を実施しました。

モデル事業による総支援件数は28件（令和元年度：22件、令和2年度：6件）となっています。

<地域再犯防止推進モデル事業における活動指標②>

活動指標	単位	区分	H30年度	R1年度	R2年度	計
入口支援件数	件	目標	-	9	5	14
		実績	-	22	6	28

(5) 成果及び課題

司法と福祉の制度の狭間で支援対象となりづらかった者をモデル事業の対象者としたことにより、これまで把握されづらかった支援ニーズの把握や事業を通じて、関係機関等と協力し、支援事例を積み上げたことによる連携体制の構築が図られました。

その一方で、罪を犯した者等であることにより、福祉的支援につなげることが困難であることや、成育歴、家族状況、障がい・病歴、犯歴、就労・経済状況、逮捕前・逮捕後の生活状況など基本情報が不足していることが多く、具体的な支援策が曖昧のまま地域生活に移行する場合があります。

また、罪を犯した者等の更生には、司法機関や更生保護関係団体との連携した支援が必要です。

(6) 今後の取組

罪を犯した者等であることが福祉的支援への壁とならないよう、障がい特性やリスクマネジメント等についての理解が必要であることから、今後、岩手県地域生活定着支援センター等と連携し、研修会等の機会を捉えて関係者の理解促進を行うほか、支援対象者に対する基本情報の取得方法等についても、引き続き検討を行っていきます。

また、更生保護関係団体等が行う活動の理解促進や支援を行っていきます。

4 重点課題

再犯防止推進法第3条に掲げられた「基本理念」を踏まえつつ、地域再犯防止推進モデル事業における事業結果や統計調査等から見られる本県の実情を踏まえ、再犯防止の総合的な推進のために、今後取り組むべき施策の重点項目として、以下の5項目を設定しました。

- (1) 就労・住居の確保
- (2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- (3) 学校等と連携した修学支援と非行防止の促進
- (4) 犯罪をした者等の特性に応じた取組
- (5) 国及び市町村、民間団体等との連携による支援

再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年12月施行）

（基本理念）

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰することが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。



- 2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。
- 3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。
- 4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

5 数値目標

本計画の基本理念に基づき、県民や関係機関・団体等が一体となって、罪を犯した人の社会復帰支援に取り組むことにより、刑法犯検挙者中の再犯者数の抑止状況を示す指標として以下のとおり設定し、安全・安心に暮らせるまちづくりの実現に向けて施策の推進を図ります。

〔参考指標〕

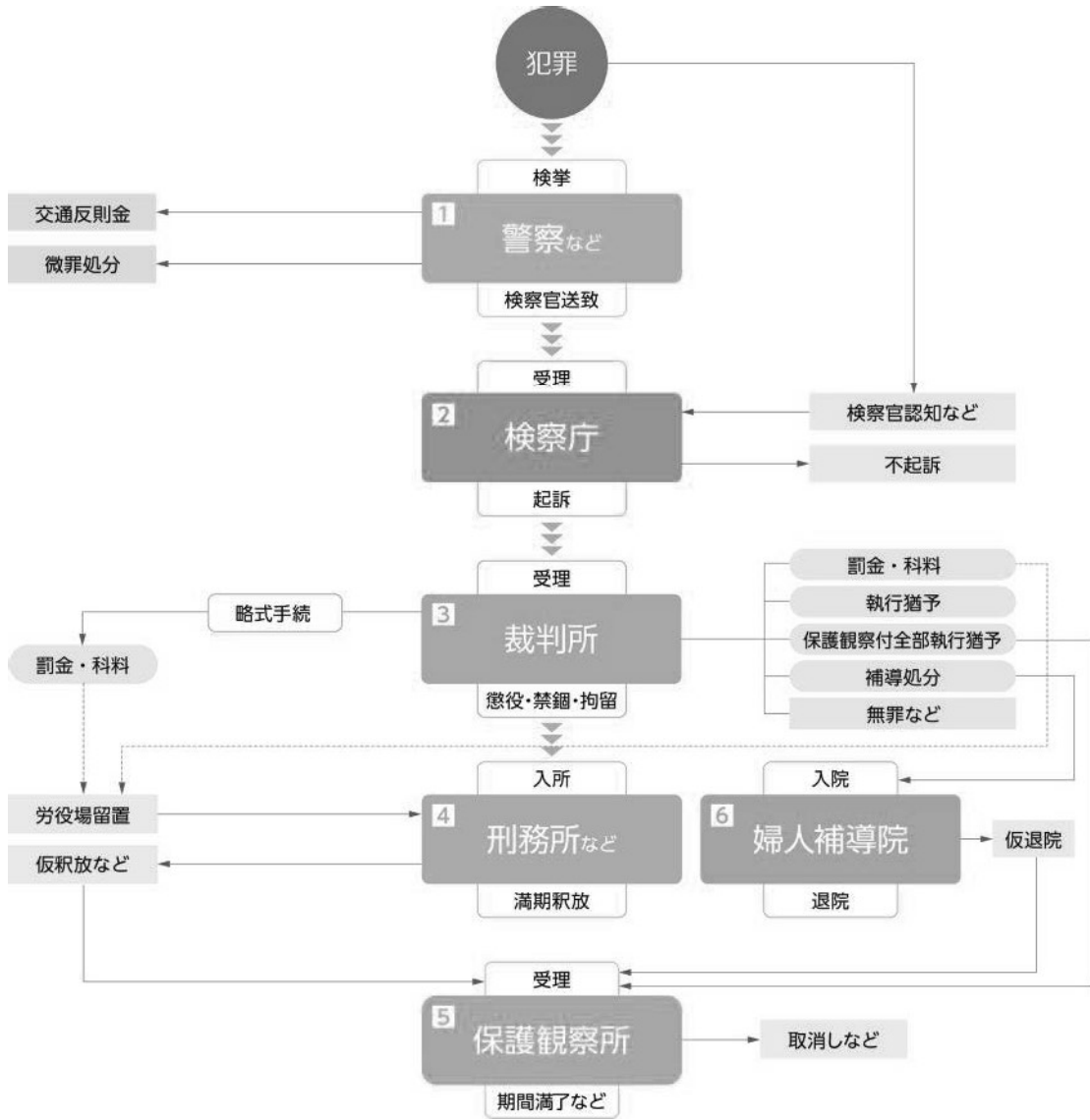
県内の刑法犯検挙者中の再犯者数 645 人（現状値 H29）

※いわて県民計画（2019～2028）第1期アクションプラン指標値

〔目標値〕

令和7年の県内の刑法犯検挙者中の再犯者数 456 人

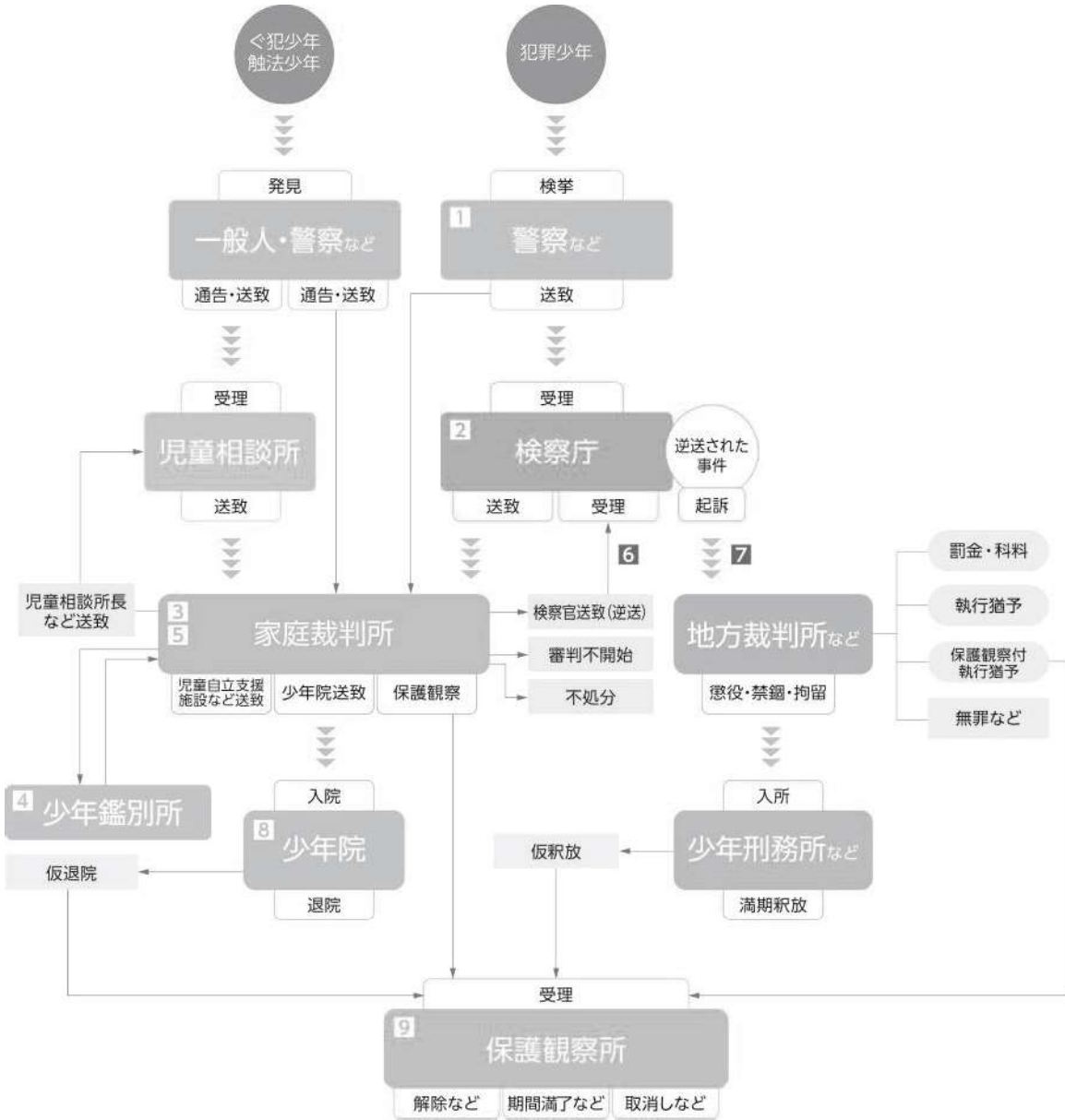
(参考1) 成人による刑事事件の流れ



[出典：令和2年版再犯防止推進白書]



(参考2) 非行少年に関する手続きの流れ



[出典：令和2年版再犯防止推進白書]